

令和8年度上期
国際交流基金関西国際センター研修事業にかかる
国内接遇業務委託包括契約書(案)

独立行政法人国際交流基金関西国際センター（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）とは、「甲が実施する研修事業」に関して、以下のとおり、国内接遇業務委託にかかる包括契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲が実施する研修事業に係る国内接遇業務を、この契約に定める条件で、乙に委託する。乙はこれを受託し、誠実に業務を遂行することを約する。

（委託業務）

第2条 この契約に基づき、乙が実施すべき委託業務（以下「本件業務」という。）の範囲は、下記のとおりとし、その内容は、付属書1「仕様書」により定める。なお、付属書1「仕様書別紙」内で定める個々の研修事業にかかる委託業務（以下「個別業務」という。）については、本契約に基づき、個別の確定書によって最終確定する。

- (1) 国内接遇業務
- (2) そのほか前各号に付帯する連絡等業務

（善管注意義務）

第3条 乙は、本契約及び別紙付属書1「仕様書」の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって本件業務を実施しなければならない。

（契約金および精算方法）

第4条 契約金の額は、総額XX,XX,XXX円（消費税及び地方消費税相当額を除く。内訳は付属書2「契約金額内訳書」のとおり。）、とする。

- 2 前項に規定する契約金額は概算額とし、乙は、各個別事業の実施に際して、甲より乙に対して発行する確定書に基づき手配を行い、個別事業が終了するごとに、付属書2「契約金額内訳書」に基づき精算し請求するものとする。
- 3 乙は、個別業務実施に際して、付属書2に含まれない高速道路通行料、駐車場代およびエスコートガイドの業務実施地までの交通費等の経費については、事前に甲の了承を得た上で支払を行った後、領収書等支払にかかる証拠書を添付した請求書を甲に提出することによって当該立替金実費を甲に請求することができる。
- 4 乙は、甲から発行された確定書による指示内容の変更により、付属書2で定める金額で手配しがたい場合、もしくは定めのない料金が発生する場合は、甲に見積もりを提出

し、甲との協議のあとに請求できるものとする。

(契約期間)

- 第5条 契約期間は、契約締結日から令和8年8月31日までとする。
- 2 本契約が期間満了により終了した場合であっても、本契約終了時において現に存在する個別業務に対し、本契約の効力は失われないものとする。
 - 3 本契約の終了（その理由の如何を問わない。）後であっても、第6条、第11条、第12条、第14条第2項及び第3項、第15条第2項、第16条、第18条並びに第19条の規定は、なお有効に存続するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第6条 乙は、本契約上の地位を第三者に移転し、又は本契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、甲の書面による事前の承認を受けた場合には、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第7条 乙は、本件業務の全部又は一部を乙の子会社を含む第三者に委託してはならない。ただし、本件業務の一部を乙の子会社を含む第三者に委託する場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 2 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、当該委託先に対し、本契約に基づき自己が負うのと同等の義務を課すとともに、甲に対し、当該委託先による当該義務の履行につき一切の責任を負う。

(業務内容の変更等)

- 第8条 甲は、本件業務の内容を変更する必要が生じた場合には、直ちに乙にその旨を通知するものとする。
- 2 乙は、本件業務の内容を変更しなければならない理由が生じた場合には、直ちに甲にその旨を通知し、甲の指示に従って対応するものとする。

(業務完了報告書の提出)

- 第9条 乙は、個別業務の履行を完了した後、速やかにこれを証する書類（領収書等甲の指示する証拠書類を添付した会計報告を含む。以下「業務完了報告書」という。）を甲に提出し、その検査・確認を受けるものとする。
- 2 乙が甲からの書面による催告を受領した日から2週間以内に、甲に対して業務完了報告書を提出しない場合には、乙は甲に対して、当該期間満了の日の翌日から起算して乙が甲に対して業務完了報告書を提出する日までの日数に応じ、当該契約金額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条第1項の規

定に基づいて財務省が告示する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を違約金として支払うものとし、甲は乙に対し、第4条第1項の契約金額から、当該違約金を差し引いた金額を支払うことができる。

(検査)

第10条 甲は、個別業務の「業務完了報告書」を受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって、個別業務を完了したものとする。

(支払請求)

第11条 乙は、契約金の支払を請求する場合、個別業務の履行を完了し、前条に規定する検査を受けて合格した後、適正な支払請求書を甲に提出することによって請求しなければならない。

- 2 乙が経費を一旦立て替えた場合等については、乙は、前条に規定する検査・確認を受けた後、領収書等の証拠書類を添付した適正な支払請求書を甲に提出することによって、当該立て替えた金額を請求することができる。
- 3 甲は、乙から適正な支払請求書を受理したときは、当該請求書受理の日から起算して30日以内に、振込手数料を負担の上、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより契約金又は立替金を支払うものとする。本項に基づく弁済は、甲が当該口座に振り込むために必要な手続を実施した時点で効力を生ずるものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、前条第3項に規定する期間内に請求金額を乙に支払わなかった場合には、当該期間満了の日の翌日から起算して支払を完了する日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条第1項の規定に基づいて財務省が告示する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(権利侵害)

第13条 乙は、本契約を履行するに際して、第三者との間に権利侵害等の紛争を生じさせたときは、乙の責任において解決するものとし、これによって甲に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、乙が契約上の義務に違反したときは、書面により通告することにより本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除されたときは、契約金額の10%を違約金として、即時に甲の指定する銀行口座に振り込み、支払わなければならない。
- 3 前項に規定する違約金は、損害賠償の予定額ではなく、甲が別途乙に対して損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(乙の契約解除権)

第15条 乙は、甲が本契約に定める義務に違反したことにより本件業務の履行を完了する見込がなくなったときは、書面により通告することにより本契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、その額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第16条 甲が、第14条第1項の規定により本契約を解除した場合には、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとする。

- 2 乙は、本契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。
- 3 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとし、これによって甲に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(業務の質の改善)

第17条 甲は、本件業務の円滑かつ適切な実施を確保するために、必要に応じて、乙に本件業務の遂行内容等の質の改善等につき指示することができる。

(紛争の解決)

第18条 本契約に関する疑義及び本契約に定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

- 2 本契約の規定に基づき甲と乙が協議を要する事項について協議が整わない場合その他本契約について甲と乙との間に紛争が生じた場合において、訴訟により解決しようとするときは、甲及び乙は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(特記事項)

第19条 乙は、以下の事項については、別紙1(特記事項)において記載する内容を遵守するものとする。

- (1) 秘密情報に関する事項

- (2) 個人情報に関する事項
 - (3) 談合等の不正行為に関する事項
 - (4) 反社会的勢力の排除に関する事項
 - (5) 契約の公表に関する事項
 - (6) 情報公開に関する事項
- 2 甲は、法令、中央省庁ガイドラインないし通達に改正ないし追加があった場合には、乙への書面ないし電磁的方法による通知又はウェブサイトに掲載する方法をもって、特記事項を任意に変更ないし追加することができる。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

20●●年●月●日

甲

大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北 3-14
独立行政法人国際交流基金関西国際センター
契約担当職
副所長 山崎 宏樹

乙

(住所)
(会社名)
(代表者役職名)
(代表者氏名)

別紙1（特記事項）

1. 秘密情報に関する事項

（定義）

第1条 本別紙において「秘密情報」とは、乙が、本件業務の遂行過程で知り得た情報のうち、甲が秘密である旨を明示した情報のこととをいう。

（利用目的）

第2条 乙は、秘密情報を本契約の履行目的のためにのみ使用し、本契約の履行目的以外には一切使用しない。

（秘密保持の義務）

第3条 乙は、本契約期間中及びその後において、本件業務に従事する乙の役員・従業員等（以下、「従業員等」という。）への提供・開示を除き、秘密情報を第三者に提供・開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合又は権限のある官公庁から要求のあった場合は、この限りではない。

- 2 乙は、秘密情報を厳重に保管、管理し、秘密情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他秘密情報の適切な管理のために、合理的な予防措置を実施するものとする。
- 3 乙は、秘密情報を記載又は記録した文書、図面その他の書類又は磁気的若しくは光学的に記録された媒体（以下「本件情報媒体」という。）を、事業所内の定められた場所に保管し、外に持ち出さないことをとする。やむを得ず一時的に本件情報媒体を事業所から持ち出す時には、盜難又は紛失の防止のため、常時携行する等の必要な措置を講ずることとする。
- 4 乙は、甲に対し、秘密情報に関する乙の責任者その他の管理体制を示す書面を提出しなければならない。
- 5 甲は、秘密情報の適切な取扱いのために必要があると認める時は、乙に秘密情報の管理状況を報告させ、又は乙に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、乙は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとする。
- 6 甲は、乙の秘密情報の管理状況について、通常の営業時間内に事前連絡の上、実地検査を行い、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、乙は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとする。
- 7 乙は、秘密情報を利用する乙の従業員等を必要最小限に限るとともに、当該従業員等に対し、必要な教育、指導、研修等を施し、第2条から第7条において乙が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。

(再委託の制限)

第4条 乙は、本件業務に係る秘密情報の取扱いに係る業務を乙の子会社を含めて再委託してはならない。ただし、再委託につき、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 再委託先によるその後の再委託（以下、再委託と併せて、「再委託等」といい、再委託先及びその先の再委託先を「再委託先等」という。）についても、前項と同様とする。
- 3 乙は、第1項ただし書又は前項に基づき本件業務を再委託等する場合、各再委託先等に対し、本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、各再委託先等の行為につき一切の責任を負う。

(複製等の制限)

第5条 乙は、本件情報媒体を本契約の履行目的に必要な最小限度を超えて複製又は改変しないものとする。ただし、事前に甲から書面による承諾を受けた場合には、この限りでない。

(漏洩等の事案の発生時における対応)

第6条 乙は、秘密情報を開示、漏洩するなど本契約に違反し、又は違反するおそれ（以下、併せて、「漏洩等事案」という。）が生じたと認識した場合、直ちに甲に対してその事実を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに実施し、甲に対して実施した措置の内容、再発防止策、その他甲が必要と認める事項を報告しなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のために直ちに行うべき措置などについては、直ちに行った上で、その後速やかにその旨を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、漏洩等事案に起因して第三者から苦情、異議、請求、その他の意思表示を受けたときは、速やかにその内容を甲に報告し、かつ、甲が承認した方法により、乙の費用と責任においてこれを解決しなければならない。
- 4 漏洩等事案が生じた場合、甲は、乙の承諾なく、事実関係及び再発防止策の公表、当該漏洩等が生じた個人情報に係る本人への連絡等の対応等の措置を講ずることができる。
- 5 漏洩等事案に起因して甲が第三者から苦情、異議、請求、その他の意思表示を受けるなどの紛争（以下、単に「紛争」という。）が生じたときは、乙は当該紛争を解決するために甲が必要と認める協力支援その他の措置を実施するものとする。なお、乙は甲に対して、紛争により甲の支払った損害賠償金及び甲に生じた紛争対応のための費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用を含むが、これに限られない。）を

賠償する責を負うものとする。

(委託終了時等における秘密情報の消去)

第7条 乙は、本件業務の履行において不要になったとき、本契約の履行が完了したとき、中止若しくは中断されたとき、又は甲から要請があったときは、甲から提供された本件情報媒体その他秘密情報を含む一切の媒体物（甲の事前の承諾を得て作成した複製物及び改変した物を含む。）を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、それらを適切な方法により速やかに廃棄（若しくは秘密情報を当該媒体から復元不可能な方法により抹消）するものとする。

(違反した場合における契約解除及び損害賠償)

第8条 乙が第2条から前条までの規定のいずれかに違反したときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。

2 乙が第2条から前条までの規定に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(効力残存条項)

第9条 第1条から前条までの規定は、本契約の終了後又は解除後といえども、なお従前のとおり効力を有する。

2. 個人情報に関する事項

(定義)

第1条 本別紙において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定める個人識別符号が含まれるもの。

(個人情報の取扱い)

第2条 本別紙「1. 秘密情報に関する事項」第2条から第9条までの規定は、本契約の

締結・履行のために、甲から乙に提供された個人情報の取扱いについて準用するものとする。

- 2 乙は、本契約の締結・履行に際して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関連する政省令並びに個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインに従い、必要かつ適切な安全管理措置を講じた上で取り扱うものとする。

3. 談合等の不正行為に関する事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号、第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 本契約に関し、乙又はその従業員等に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号、若しくは第95条第1項第1号、第3号に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その命令・通知等に応じて、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為の場合の損害賠償等)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、甲がこれに対応するためには要した費用（甲の従業員等又は甲が指定する第三者の人工費、実費その他を含む。）及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの謝金、経費その他の費用を含むが、これらに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 3 本条の規定は、本契約の終了（その理由の如何を問わない。）後も有効に存続するものとする。

4. 反社会的勢力の排除に関する事項

(反社会的勢力の定義)

- 第1条 本別紙において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいうものとする。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (7) その他、前各号に準ずる者

(表明及び確約)

- 第2条 乙は、甲に対し、反社会的勢力に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有

すること。

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい
ると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと
を確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を
妨害する行為

(反社会的勢力関与の場合の契約の解除)

- 第3条 甲は、乙が前条の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要すること
なく、乙の期限の利益を喪失させること及び直ちに本契約の全部又は一部を解除する
ことができるものとする。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害につ
いて、甲に対し一切の請求を行わない。

(反社会的勢力関与の場合の損害賠償等)

- 第4条 乙が第2条の規定に違反したことにより、甲に損害を与えたときは、乙は、そ
の損害を賠償するものとする。
- 2 前条第2項及び本条の規定は、本契約の終了（その理由の如何を問わない。）後も有
効に存続するものとする。

5. 契約の公表に関する事項

- 第1条 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）Ⅲ3②の規定を踏まえ、乙が法人であって、かつ次の各号の何れにも該当する場合
には、乙の名称及び事業概要、当該在職者の乙における役職及び甲における最終役職並
びに直近の会計年度における甲と乙との取引高及び乙の総売上高又は事業収入におい
て甲と乙との取引高の占める割合が「3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の
2未満、3分の2以上」の何れに該当するか、公表されることに同意するものとする。
- (1) 甲において役員を経験した者が再就職している法人、又は、甲において課長相当職
以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人

- (2) 甲と乙との取引高が、乙の総売上高又は事業収入の3分の1以上である法人。なお、乙の総売上高及び事業収入の額は、契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によるものとし、取引高の額は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によるものとする。

6. 情報公開に関する事項

第1条 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づく開示請求が甲に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された報告書等書類は原則として開示されるものとする。

以上